

自動車リサイクル法に係る許可申請の手引（解体業・破砕業）の改定 （平成 29 年 4 月）

【主な改定内容】

- 組織改正に伴うもの（地方事務所→地域振興局）
- 「はじめに」を申請手続に沿った説明内容へ改定
- 目次の追加
- 「解体業・破砕業の許可申請等に必要な手続」のフロー図を改定※
- 「事業計画協議にあたっての留意点」、「事前確認手続にあたっての留意点」及び「許可申請等にあたっての留意点」の文言を全体的に改定（廃棄物処理法関係の手引との統一）※

※ 廃棄物処理法関係の手引と統一するため、フロー図、文言等を改定したものです。添付書類等に変更がある場合には、以下に個別に記載しています。
- 「事前確認手続に係る添付書類」
 - ・「欠格要件に該当しないことを誓約する書類（様式 20）」→削除
 - ・「申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書」→追加
- 「許可申請等にあたっての留意点」
 - ・ 5 (1) (2) 「事業用施設設置工事完了届出書（様式 11）の提出」を削除
 - ・ 同(4)、(5) 「変更届の提出が法定期限を超過した場合に遅延理由書（様式任意）の提出」を明示
 - ・ 7 「先行許可証の提出は、更新許可申請が対象とならないこと」及び「使用できる先行許可証の条件」を明示
- 「許可申請等に係る添付書類」
 - ・ 表 3-1(2) 「*破砕業の用に供する施設が廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可を受けている施設である場合は不要。」を追加。
 - ・ 「住民票の写し」は、「個人番号（マイナンバー）の記載のないもの」であることを明示
- 「(様式 11) 事業用施設設置工事完了届出書」を削除
- (様式 22) 及び(様式 23) の記「1 誓約書」を削除
- 主な改定内容を最終ページに掲載
- その他、所要の改正